

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和2年1月9日

世田谷区

1 契約の概要

(1) 件名

世田谷区立保育園調理業務における労働者派遣

(2) 目的

世田谷区立保育園では、正規職員及び非常勤職員により給食調理業務を実施している。昨今の求人状況において発生している調理非常勤職員の欠員に伴い、円滑な調理業務が困難化している状況が見受けられる。応募者増に向け、年間4～6回非常勤職員募集をしているが、早急に欠員解消を見込むことは難しい。このことから、これまで区の採用及び任用職員に限定していた調理業務従事者について、労働者派遣を受け、区立保育園調理業務の円滑化を図る。

(3) 契約内容

世田谷区立保育園における調理業務の従事者の派遣

【派遣労働者の業務内容】

- ①食品の洗浄・刻み・加熱業務
- ②調乳及び冷凍母乳の取り扱い業務
- ③食器及び器具類の洗浄・消毒・保管業務
- ④調理用備品の管理業務
- ⑤食中毒及び給食に関する事故発生時の対応業務
- ⑥その他、指揮命令者の指示すること

※派遣先での被服貸与なし。派遣労働者の被服は派遣元が用意すること。

(4) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※ただし、契約については、令和2年度の予算配当を条件とする。

2 参加資格

本件の参加者は、次に掲げる資格を満たしている単体の法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書

- ②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
 - ③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）
 - ④財務諸表（過去2年間）
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づく厚生労働大臣による一般労働者派遣事業許可を得ている事業者であること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 派遣する労働者の雇用体制
- ・ 契約期間内で派遣可能な労働者数及び配置スケジュール
 - ・ 労働者の募集要件及び雇用に関する考え方
- (2) 派遣する労働者の管理体制
- ・ 派遣労働者が派遣先にて知り得た個人情報等の守秘義務の周知・徹底体制
 - ・ 派遣元事業者における派遣労働者の個人情報管理体制
 - ・ 勤務中及び通勤経路における事故が発生した場合の対応体制
 - ・ 派遣労働者を起因とする事故等、突発的事項が発生した場合の対応体制
 - ・ 派遣労働者が病気またはケガにより休業を要する場合の対応体制
 - ・ 派遣労働者からの派遣先及び勤務環境に係る苦情受付及び対応の体制
 - ・ 派遣労働者より、契約期間途中で退職の申し出があった場合の対応体制。
- (3) 契約を安定的に履行する能力
- ・ 業務の実績
 - ・ 経営の状況
 - ・ 社内体制（スタッフの資格・経歴）

5 手続き等

- (1) 担当部課
- 世田谷区 保育担当部 保育課保育職員係
〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27
世田谷区役所第2庁舎2階2番窓口
電話：03-5432-2326 ファクシミリ：03-5432-3018
- (2) 説明書の交付期間及び場所

ア 交付期間

令和2年1月9日（木）から令和2年1月22日（水）午後5時まで

イ 交付場所

上記（1）窓口にて交付、または区ホームページからダウンロード可能

（3）参加表明書の提出期限及び場所

提出期限：令和2年1月22日（水）午後5時まで（必着）

提出場所：上記（1）窓口へ持参または郵送

※郵送による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。

（4）提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和2年2月19日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出場所

上記（1）に同じ

ウ 提出方法

持参のみ受付

6 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金 免除

（3）契約書作成の要否 要

（4）当該契約に直接関連する他の契約を当該契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

（5）関連情報を入手するための照会窓口

5（1）に同じ。

（6）参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区では一切負担しない。

（7）本選定過程で提出された資料等は返却しない。

（8）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（9）提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者、及び提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

（10）詳細は、5（2）説明書による。

（11）本案件は、提案限度額を3,000万円（消費税・地方消費税込）未満としている。区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和元年12月18日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(平成31年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,572円	25	土木一般世話役	2,614円
2	普通作業員	2,242円	26	高級船員	3,092円
3	軽作業員	1,605円	27	普通船員	2,444円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,304円
5	法面工	2,848円	29	潜水連絡員	2,965円
6	とび工	2,869円	30	潜水送気員	2,944円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,739円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,731円
10	鉄筋工	2,890円	34	大工	2,689円
11	鉄骨工	2,699円	35	左官	2,901円
12	塗装工	2,965円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,177円	37	はつり工	2,635円
14	運転手(特殊)	2,529円	38	防水工	3,145円
15	運転手(一般)	2,094円	39	板金工	2,922円
16	潜かん工	3,156円	41	サッシ工	2,689円
17	潜かん世話役	3,730円	43	内装工	2,901円
18	さく岩工	3,145円	44	ガラス工	2,614円
19	トンネル特殊工	3,092円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,550円	47	保温工	2,402円
21	トンネル世話役	3,432円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,156円	50	交通誘導員A	1,615円
23	橋りょう塗装工	3,273円	51	交通誘導員B	1,403円
24	橋りょう世話役	3,613円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,322円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円